

札幌市立保育園清掃等業務<Dブロック>

質問番号	質問内容	回答
1	<p>【認定こども園にじいろ以外】</p> <p>雑役作業内容①～⑫につきましては、各作業時間や作業日数に基づき積算をしております。</p> <p>各作業の想定時間または日数は以下のとおりです。(告示中の仕様書等に記載のある内容については省略します。)</p> <p>雑役作業内容①: 想定作業時間5分      雜役作業内容②: 想定作業時間10分、想定作業日数142日程度(冬期間)      雜役作業内容③: 想定作業日数125日程度(夏期間)      雜役作業内容④: 想定作業時間2時間、想定作業日数142日程度(冬期間)      ※雑役作業内容⑤⑥については、頻度が少ないため、随時としており、想定作業日数等を見込んでおりません。      雜役作業内容⑧: 想定作業日数: 25日程度(冬期間)      雜役作業内容⑨: 想定作業時間各3時間(撤去、設置)      雜役作業内容⑩: 想定作業時間計10時間(設置、掲揚、撤収)</p>	
2	<p>【認定こども園にじいろ】</p> <p>雑役作業内容①～⑬につきまして、それぞれ歩掛があれば係数及び単位を教えてください。</p> <p>ない場合、どのように積算をするか、お応えできる範囲で教えていただきたいです。</p>	<p>【認定こども園にじいろ】</p> <p>雑役作業内容①～⑬につきましては、各作業時間や作業日数に基づき積算をしております。</p> <p>各作業の想定時間または日数は以下のとおりです。(告示中の仕様書別紙3に記載のある内容については省略します。)</p> <p>雑役作業内容①: 想定作業時間5分      雜役作業内容②: 想定作業時間10分、想定作業日数142日程度(冬期間)      雜役作業内容③: 想定作業日数125日程度(夏期間)      雜役作業内容④: 想定作業時間2時間、想定作業日数142日程度(冬期間)      ※雑役作業内容⑤⑥については、頻度が少ないため、随時としており、想定作業日数等を見込んでおりません。      雜役作業内容⑧: 想定作業時間30分、想定作業日数53日程度(夏期間)      雜役作業内容⑨: 想定作業日数: 25日程度(冬期間)      雜役作業内容⑩: 想定作業時間各3時間(撤去、設置)      雜役作業内容⑪: 想定作業時間計10時間(設置、掲揚、撤収)</p>
3	<p>【認定こども園にじいろ以外】</p> <p>雑役作業内容⑧について、想定作業日数とその根拠を教えてください。</p>	<p>【認定こども園にじいろ以外】</p> <p>雑役作業内容⑧の想定作業日数と根拠は以下の通りです。</p> <p>想定作業日数: 25日程度      根拠: 冬期間(4月1日～4月30日、11月1日～3月31日)週1回程度の作業を想定して算出</p>
4	<p>【認定こども園にじいろ】</p> <p>雑役作業内容⑨について、想定作業日数とその根拠を教えてください。</p>	<p>【認定こども園にじいろ】</p> <p>雑役作業内容⑨の想定作業日数と根拠は以下の通りです。</p> <p>想定作業日数: 25日程度      根拠: 冬期間(4月1日～4月30日、11月1日～3月31日)週1回程度の作業を想定して算出</p>
5	<p>【ブロック内全園共通】</p> <p>雑役作業内容③につきまして、想定作業日数を教えていただきたいです。</p>	<p>【ブロック内全園共通】</p> <p>質問番号1及び2に対する回答の通りです。</p>
6	<p>【ブロック内全園共通】</p> <p>日常清掃作業内容のうち、作業回数が随時と記載されているものの、想定回数を教えていただきたいです。</p>	<p>【ブロック内全園共通】</p> <p>日常清掃作業内容のうち、作業回数が随時と記載されているものは、玄関・廊下・トイレの日常巡回清掃になりますが、これらは各項目1、2の清掃以外においても汚れ等があれば随時清掃をしていただくという趣旨のものです。</p> <p>したがって、その日により回数に変動が多いため、想定回数を見込んでおりません。</p>
7	<p>入札説明書別記3について、最低制限価格の算出に係る直接人件費及び業務管理費のうち法定福利費相当額の率は92%が正しいです。</p> <p>1月27日付で告示をした入札説明書別記3の内容においては90%となっていましたが、1月28日付で当該箇所の訂正告示をさせていただきました。</p>	<p>最低制限価格の算出に係る直接人件費及び業務管理費のうち法定福利費相当額の率は92%が正しいです。</p> <p>1月27日付で告示をした入札説明書別記3の内容においては90%となっていましたが、1月28日付で当該箇所の訂正告示をさせていただきました。</p>